**募集要項等に係る第2回質問に対する回答**

■要求水準書

| No. | 資料名等 | 項目 | 該当箇所 | | | | | | | | 質問 | 回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 頁 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | | | |
| 1 | 要求水準書 | 施設概要 | 9 | 第1 | 4 | (1) | | | | | 下水道施設無しのため浄化槽を設置する場合の処理水は、除外設備で処理後用水路に排水と同様に用水路に排水と考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 2 | 要求水準書 | 施設概要 | 9 | 第1 | 4 | (1) | | | | | 南側道路下の市道は市が負担で既存給食センターの先まで延長し、以降敷地への引き込みを事業者負担とさせていただくことは可能でしょうか。 | 南側からの引き込みに関する負担については、5月14日公表の要求水準書に関する質問No.8への回答を参照ください。 |
| 3 | 要求水準書 | 献立方式等 | 9 | 第1 | 4 | (2) | オ | | | | 要求水準書には「パン・麺・牛乳・デザートは、市が別途委託する事業者が学校へ直送」と記載がありますが、要求水準書に関する質問への回答(5月14日公表)には「熊谷うどん(生めん)、冷凍ほうとう麺、冷凍うどん、平麺ビーフン等を提供」とのご回答を頂いております。<br>想定されている麺類が生めんや冷凍品となると釜数に影響が出るため、その日に回転釜を使用する献立構成について確認させてください。 | 熊谷うどん(生めん)、冷凍ほうとう麺、冷凍うどん、平麺ビーフンについては、汁物と同じか、やや多いぐらいの量のため、釜数が増えることはありません。 |
| 4 | 要求水準書 | 敷地造成 | 13 | 第2 | 1 | (1) | オ | (ア) | a | | 要求水準書記載の「標高H=33.2以上の高さを基準面とするよう盛土調整…」とありますが、既存敷地がら約1m高い位置に、盛土が必要な意図をご教示ください。 | 事業用地はハザードマップでの浸水予想が部分的に～0.5mとなっていることから、浸水対策のために盛土をすることとしています。 |
| 5 | 要求水準書 | 第3工区 | 14 | 第2 | 1 | (1) | オ | (オ) | | | 第1工区、第2工区工事時に、現場事務所及び作業所と作業員駐車場を、第3工区に設置し、工事時の従業員駐車場は、くまぴあの駐車場を貸出利用としてもよろしいでしょうか。 | 第1工区及び第2工区工事時は第3工区及びくまぴあ駐車場は通常どおり稼働しているため、基本的には使用できません。また、5月14日公表の募集要項に関する質問No.4への回答も参照ください。 |
| 6 | 要求水準書 | 第3工区(現熊谷学校給食センター駐車場等用地) | 14 | 第2 | 1 | (1) | オ | (オ) | | | 第3工区b「敷地外周に・・・・照明設備を更新すること。・・・」とありますが、電線は第2工区からの架空配線で構わないでしょうか。 | 第3工区は学校給食センター敷地外となります。したがって、学校給食センター用地である第2工区からの電線を引き込みは想定していません。 |

| No. | 資料名等 | 項目 | 該当箇所 | | | | | | | | 質問 | 回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 頁 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | | | |
| 7 | 要求水準書 | 荷受室 | 16 | 第2 | 1 | (3) | ア | (イ) | | | 表2-2_(イ)荷受室_d_「砂塵の侵入等を防止するため、外部に面する建具は、密着性の高いものとする」と記載がありますが、シャッターでは最下部の両端に空間が出来ます。「・・・密着性の高いもの・・・」を「・・・隙間対策を講ずること・・・」への変更は可能でしょうか。 | 要求水準書の変更はしませんが、ご提案のとおり読み替えていただいてかまいません。 |
| 8 | 要求水準書 | 野菜下処理室 | 17 | 第2 | 1 | (3) | ア | (ス) | | | 「野菜類の下処理は、「根菜類」、「葉菜類」、「果物類」の専用レーンで行う。」とありますが、果物が献立にない日につきましては、果物レーンで野菜の下処理を行うことは可能でしょうか。 | 可能です。 |
| 9 | 要求水準書 | 和え物室　和え物準備室　果物室 | 17 | 第2 | 1 | (3) | ア | (ナ) | | | 食材を加熱する釜とドレッシングを作るための釜は兼用でよろしいでしょうか。 | 同日兼用は不可です。 |
| 10 | 要求水準書 | 表2-5<br>洗浄ゾーンの諸室の概要・要求水準 | 19 | 第2 | 1 | (3) | ア | | | | 表2-5_(フ)残渣室_b_「各諸室で発生した残渣等について、配管を用いて残渣庫に運搬可能なシステムを整備する」とありますが、この各諸室とは何処を示していますか。 | 残渣が発生する室を特定して計画してください。 |
| 11 | 要求水準書 | 災害用備蓄倉庫 | 21 | 第2 | 1 | (3) | イ | (オ) | a | | 災害時、本敷地までのインフラ(電気・ガス)の供給が困難な災害の場合、おにぎり成型機の稼働が難しくなると考えますが、BCPの考え方としては、本敷地へのインフラ供給が可能な災害時に(配給)運用という理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 12 | 要求水準書 | 災害用備蓄倉庫 | 21 | 第2 | 1 | (3) | イ | (オ) | b | | 移動式回転窯の熱源をLPガスと指定されていますが、こちらの熱源は必須となりますでしょうか。 | 建物内で電気と都市ガスが使用できない状況で、屋外(敷地外に持ち出す可能性もあります。)にて移動式回転釜の熱源として使用できるものであれば提案可能です。 |

| No. | 資料名等 | 項目 | 該当箇所 | | | | | | | | 質問 | 回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 頁 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | | | |
| 13 | 要求水準書 | 見学通路<br>・<br>研修室 | 21<br>22 | 第2 | 1 | (3) | イ | (チ)<br>(ツ) | | | 50名以上が利用できる見学通路を設け、更に研修室に見学窓を設けた場合は、研修室の収容人数は50名と考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 14 | 要求水準書 | 雨水流出抑制施設 | 22 | 第2 | 1 | (3) | イ | (ネ) | | | 雨水流出抑制施設は既存施設解体後に整備完了としてもよろしいでしょうか。 | 可とします。要求水準書P14に記載のとおり、雨水流出抑制施設の設置が完了し機能するまでの間については、暫定のオンサイト雨水貯留施設等を設置し雨水の流出抑制を図ることとしてください。 |
| 15 | 要求水準書 | コンテナ | 36 | 第2 | 8 | (3) | | | | | 玉井小学校及び佐谷田小学校において、質疑回答で3階が5学級と記載がありましたが、混載コンテナは最大4学級積載で想定しており、1学級分を他の階のコンテナに積載した場合、配膳員の方に積み替え作業等のご協力をしていただくことは可能でしょうか。 | 可能ですが、できるだけ配膳員の負担が大きくならない提案を期待します。 |
| 16 | 要求水準書 | 学校配膳室<br>改修業務 | 38 | 第2 | 10 | | | | | | 学校配膳室改修業務においても、事業者がアスベスト追加調査を行った場合、頁40(3)ウに記載の「想定可能なアスベスト対策」に該当しないとして、撤去に関する工程・費用等を追加精算して頂ける事で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 17 | 要求水準書 | 学校配膳室<br>改修業務 | 38 | 第2 | 10 | | カ | | | | 主食棚の配置。とありますが、コンテナから運搬車へ載せ替えを行う運用でであれば、主食棚は不要と思われます。主食棚はコンテナから運搬車へ乗せ換えない学校又は学級分のみ収納できる棚でよろしいでしょうか。 | 主食棚について改めて確認したところ、運搬車の有無に関わらず配膳室改修対象の全校で現在使用している主食棚に新センターで使用する米飯用食缶が収納できることが確認できたため整備不要とします。 |
| 18 | 要求水準書 | 学校配膳室什器備品等 | 38 | 第2 | 11 | (1) | | | | | 「表2-20に示す備品を導入する。他学校配膳室に必要な什器備品については事業者提案に委ねる」と記載がありますが、「その他学校配膳室に必要な什器備品」とはどのような備品を指すのでしょうか。 | 現状は市が想定しているものはありません。事業者の経験等により、必要な什器備品があれば提案に期待します。 |

| No. | 資料名等 | 項目 | 該当箇所 | | | | | | | | 質問 | 回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 頁 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | | | |
| 19 | 要求水準書 | 学校配膳室什器備品等 | 38 | 第2 | 11 | (1) | | | | | 表2-20にリフト用運搬車等の記載がありませんが、市調達もしくは、既存品利用と考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 20 | 要求水準書 | 近隣対応・対策業務 | 38 | 第2 | 12 | | ア | | | | 「・・・近隣説明範囲は、建設業務に関する事項とする。」とありますが、認識としては我々の提案によるものと考えて宜しいでしょうか。また学校配膳室改修業務に関して、事業者からの近隣説明は無しと考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 21 | 要求水準書 | 学校配膳室改修業務 | 38 | | | | | | | | 既設の調理場と配膳室の間仕切り(配膳棚、壁、建具等)については、利用上の問題がなければ、残置としてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 22 | 要求水準書 | 解体工事等業務の業務内容及び要求水準 | 40 | 第3 | 2 | (1)<br>(3) | イ<br>ウ | | | | (1)イにより事業者が追加調査を行った場合、調査結果で市が行った資料22以外にアスベストがあった場合は、(3)ウに記載の「想定可能なアスベスト対策」に該当しないとして、撤去に関する工程・費用等を追加精算して頂ける事で宜しいでしょうか。 | 建物内の同様の場所でアスベストの検出結果があり、アスベスト対策の経験を有する技術者がアスベストの存在を類推できる場合は、想定可能であると判断します。この条件に該当しない場合には、ご理解のとおりです。<br>当該アスベストの撤去方法、時期、費用等については市と協議のうえ決定します。 |
| 23 | 要求水準書 | 解体工事業務・廃棄物処理業務及びその関連業務に伴う各種申請等の業務 | 40 | 第3 | 2 | (3) | オ | | | | 地下埋設物等、当初想定されない施設・設備等が発見された場合は市に報告し、対応方法について協議を行うこと」と記載あるが、アスベスト等想定し得ない物質が測定された場合にも、費用の精算及び工期の延長など協議していただけるとの認識で宜しいですか。 | ご理解のとおりです。ただし、当該想定し得ない物質の撤去方法、時期、費用等については市と協議のうえ決定します。 |
| 24 | 要求水準書 | 解体工事等業務 | 40 | 第3 | 2 | (3) | キ | | | | 解体対象建物における残置物はありますでしょうか。ある場合、リストとして頂戴できるのでしょうか。 | 残置物はありません。 |
| 25 | 要求水準書 | 配送車両調達業務 | 62 | 第6 | 3 | (1) | | | | | 配送車両は新車とする。とありますが、予備車両限定で中古車の使用をお認め頂けないものでしょうか。 | 可としますが、衛生面に配慮し、状態の良い車両を用意することを条件とします。 |

| No. | 資料名等 | 項目 | 該当箇所 | | | | | | | | 質問 | 回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 頁 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | | | |
| 26 | 要求水準書 | 廃棄物<br>処理業務 | 64 | 第6 | 4 | (4) | イ | (イ) | | | 再生利用を行う生ごみ以外の廃棄物の処理についても、市で別途委託する回収事業者が回収するまでの間、適切に保管を行う。とありますが、保管場所は事業者の提案に委ねるという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 27 | 要求水準書 | 光熱水費・使用量のデータ管理 | 64 | 第6 | 5 | (1) | ア | | | | 本事業の実施に係る光熱水費は、市が負担する。とありますが、炊き出し用の移動式煮炊き釜で使う熱源 LP ガスも含まれるという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |